

- 法務省が、担保法制の見直しに向けた議論を2021年4月より開始（金融庁も幹事として参加）。
- 論点の1つが、無形資産を含めた事業全体に対する担保制度（事業成長担保権）の検討。
- 金融庁も、「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」を開催するなど、議論に貢献。

現在の担保法制の課題

個別資産に対する担保権

- ・ 担保権の対象は土地や工場等の有形資産が中心（ノウハウ、顧客基盤等の無形資産が含まれず、事業価値と乖離）
- ・ 事業価値への貢献を問わず担保権者が最優先

スタートアップ等への融資が難しい

- 有形資産に乏しい事業者は、将来性があっても経営者保証の負担を負わざるを得ない場合が多い

（エクイティによる資金調達は、経営者等の持分を希薄化。また、早期上場以外の成長を目指す企業は、エクイティのリターンの目線と合いにくい）

事業改善・再生の着手が遅れるおそれ

- 金融機関は、経営者保証や不動産担保の価値に目が向きがち

金融庁が提起した見直しの方向性

事業全体に対する担保権を創設

- ・ 担保権の対象は無形資産も含む事業全体（ノウハウ、顧客基盤等の無形資産も含まれ、事業価値と一致）
- ・ 事業価値の維持・向上に資する者を最優先（商取引先や再生局面の貸し手等を十分に保護）

スタートアップ等の資金調達を支える

- 無形資産を含む事業の将来性に着目した資金供給の可能性を広げ、創業・第二創業等を容易に

（エクイティとデットの組み合わせで、経営者の意向に応じた最適な成長資金の調達が可能に）

早期に事業改善・再生に着手しやすい

- 金融機関による事業のモニタリングが行われるため、経営悪化時の早期支援・事業再生が進む



參考資料

(参考1) 米国等の海外における実務

- 米国では、全資産（all assets）に対する担保権が法整備されており（統一商事法典第9編）、スタートアップ向けを含めた中小企業融資全般で活用されている。
- 国連（UNCITRAL）のモデル法においても、担保取引に関して、（不動産を除く）全ての財産を担保の対象とすることが盛り込まれている。

足下の調査で明らかになった全資産担保を活用した米国の融資・再生実務の特徴

- 全資産担保を活用する場合、銀行は、事業キャッシュフローを第1の返済原資とし、（担保の有無ではなく）事業キャッシュフローの有無を最も重要な判断基準としている。
- 銀行は、全資産担保を通じて事業キャッシュフローをモニタリングするため、経営状況の問題を早期に検知し、事業継続の支援を行うことが可能である。
- また、全資産担保を設定する際には、通常、銀行と取引企業との契約上、後順位担保権の設定については制限されることなどから、米国の中小企業金融においては、一行取引が一般的となっている。

（出典）「全資産担保を活用した米国の融資・再生実務の調査報告書」（金融庁委託調査）

（※）本調査は、野村総合研究所において、コミュニティバンクを含む米国地域銀行5行を対象に、全資産担保を活用した融資実務等についてインタビューを行ったもの。

今後の取り組み

- 日本の事業者や金融機関双方にとって望ましい制度設計や環境整備の参考とするため、米国・英国等における全資産担保を活用した融資実務に関する委託調査等に取り組んで行く。

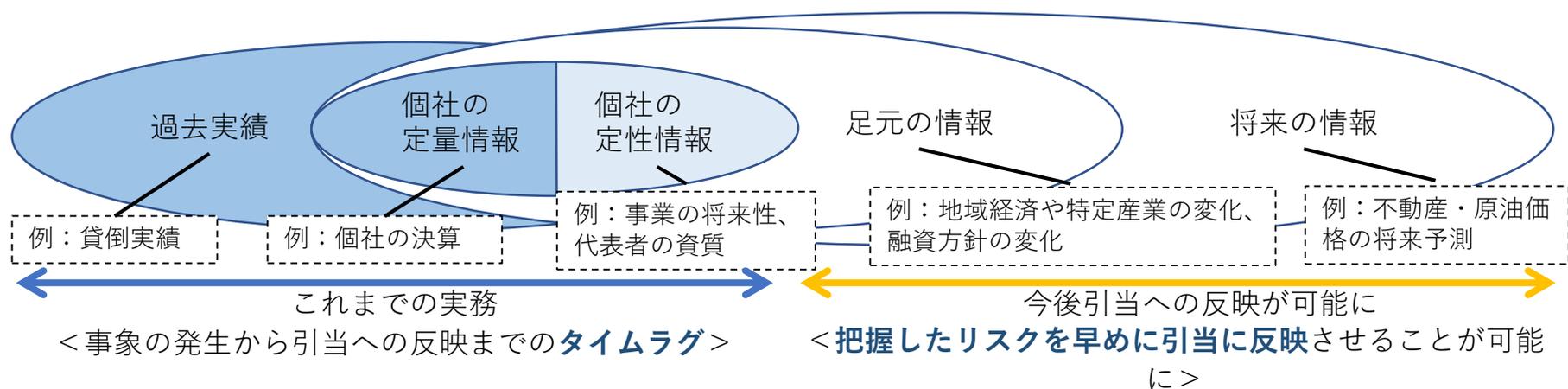
(参考2) 検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方 (一部抜粋)

検査マニュアル廃止により、**足元や将来の情報**に基づき**よりの確な引当と早期の支援**を可能に。

(例1) **自然災害** (個社毎の損失額が不明な段階でも、類例や被災状況等を踏まえ大まかに推計・引当)

(例2) **技術革新** (関連会社のメーカーからの受注に実際に影響が出る前でも、将来の受注減少が見込まれれば予め引当)

(例3) **特定産業の好・不調** (足元好調でも、将来の不調が見込まれれば引当に反映)



(注) **健全性・適切性の観点から問題**があると認められる場合には、従前同様、ガバナンス・態勢の是正や、償却・引当の適切な見積りを求める。

(是正を求める事例)

(例1) 恣意的な信用状態の仮装 (例: 返済可能性のない利息追貸し、迂回融資、循環取引を用いた売上の仮装、信用力のないグループ会社による保証など)

(例2) 根拠のない引当の過少見積り (例: 貸倒れが少ない時期の過去実績のみを用いるなど)

(例3) 貸出先の信用状態の悪化に気付かず、突発破綻が繰り返し発生